

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年 7月26日
【会社名】	トモニホールディングス株式会社
【英訳名】	TOMONY Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者） 中村 武
【本店の所在の場所】	香川県高松市亀井町 7 番地 1
【電話番号】	087-812-0102
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
【最寄りの連絡場所】	香川県高松市亀井町 7 番地 1
【電話番号】	087-812-0102
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

令和元年6月28日付けをもって提出した臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価格」及び「発行価額の総額」が令和元年7月24日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(注)訂正箇所には下線を付しております。

(2) 発行数

(訂正前)

6,568個

上記総数は、割り当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(訂正後)

6,568個

(3) 発行価格

(訂正前)

新株予約権の払込金額は、割当日においてブラックショールズモデルに基づき算出した金額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受けた者が、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

(訂正後)

新株予約権 1個当たり 31,400円 (1株当たり314円)

上記価額は、新株予約権の払込金額として割当日においてブラックショールズモデルに基づき算出した公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受けた者が、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

206,892,000円